

鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震化を図るため、市内における住宅の耐震診断を行う者に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、市が定める木造住宅の耐震診断マニュアル（一般診断）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「建築士」という。）が行う地震に対する耐力診断をいう。

(助成の対象となる耐震診断)

第3条 助成の対象となる耐震診断は、市内に本店又は営業所を開設している建築士が行うものとする。

(助成の対象者)

第4条 助成の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有し、居住し、及び市税を滞納していないもの（個人に限る。）とする。

- (1) 昭和56年以前に建築された戸建て住宅又は併用住宅（居住部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）
- (2) 地上2階建以下の住宅で在来軸組工法又は枠組壁工法により建築されたもの
- (3) 耐震診断が当該助成金の交付年度の3月31日までに完了するもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成の対象となる住宅の固定資産評価額証明書
- (2) 申請者の住民票の写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付要件に適合すると認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の通知を受けた申請者（以下「適合者」という。）は、耐震診断が終了したときは、速やかに鴻巣市木造住宅耐震診断完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築士が作成した耐震診断報告書（一般診断）

(2) 耐震診断に要した費用を証する書類

(3) 耐震診断契約書の写し

(助成金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事項を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金確定通知書（様式第4号）により適合者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第10条 前条の通知を受けた適合者は、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)
様式第1号(第6条関係)

鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号



耐震診断の助成を受けたいので、鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要があるときは、市税の滞納の有無について、調査することに同意します。

建築物概要	所在地	
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 農家住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
	構造	<input type="checkbox"/> 在来軸組工法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法
	規模	地上 階建 延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 固定資産評価額証明書 <input type="checkbox"/> 市長が必要と認める書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し	

鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申請のあった耐震診断の助成については、鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱第7条の規定により、交付要件に適合していると認めるので通知します。

1 交付金額等

- (1) 耐震診断完了後に提出される耐震診断完了報告書を審査し、耐震診断が適正に実施されたと認められるときには、助成金の交付額を決定し通知します。
- (2) 助成金の交付額は、耐震診断に要した費用の2分の1以内(1,000円未満切捨て)とし、50,000円を限度とします。

2 交付条件等

- (1) 耐震診断については、本通知書受領後、速やかに、建築士と契約を締結してください。
- (2) 耐震診断完了後1か月以内に鴻巣市木造住宅耐震診断完了報告書(様式第3号)に必要書類を添えて市長に提出してください。

様式第3号(第8条関係)
様式第3号(第8条関係)

鴻巣市木造住宅耐震診断完了報告書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

住 所
適合者 氏 名
電話番号

年 月 日付けで助成金の交付決定通知を受けた耐震診断が完了したので、鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 住宅の所在地

2 耐震診断完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類 平面図及び写真等による耐震診断報告書
 耐震診断を行った建築士に係る建築士免許証の写し
 耐震診断に係る契約書の写し

様式第4号(第9条関係)
様式第4号(第9条関係)

鴻巣市木造住宅耐震診断助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで完了報告のあった耐震診断について、鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

1 住宅の所在地

2 助成金の額 円

鴻巣市木造住宅耐震診断助成金請求書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

住所
適合者 氏名
電話番号



鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
口座の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- 注 1 フリガナは、必ずご記入ください。
2 預金口座は、適合者本人の名義の口座に限ります。
3 郵便局への振込みはできません。